

高砂市おたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、おたふくかぜワクチンの予防接種（以下「予防接種」という。）に要する費用の一部を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減するとともに、おたふくかぜ罹患時の重症化及び合併症を予防することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により予防接種に要する費用の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、予防接種日において高砂市に住所を有する生後1歳以上2歳以下の者のうち、過去におたふくかぜの罹患歴がなく、かつ、おたふくかぜの予防接種歴がない者とする。

(助成金の額)

第3条 予防接種に要する費用の助成金の額は、おたふくかぜワクチンの予防接種1回につき2,000円とし、1人につき1回を限度とする。

(助成券の交付)

第4条 市長は、高砂市おたふくかぜワクチン予防接種費助成券（様式第1号）を対象者に交付する。

(助成の方法)

第5条 助成券の交付を受けた対象者は、高砂市協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）において予防接種を受ける際に、助成券を協力医療機関に提出しなければならない。

2 助成券の提出を受けた協力医療機関は、予防接種を実施し、1回の予防接種に要した費用から2,000円を控除した額を予防接種を受けた者に請求するものとする。

3 前項の規定による請求を受けた者は、予防接種を実施した協力医療機関に当該請求を受けた額を支払わなければならない。

(協力医療機関が行う助成金相当額の請求手続)

第6条 協力医療機関は、予防接種を実施したときは、当該予防接種を実施した月の1箇月分の助成券を取りまとめ、翌月10日までにおたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施報告書（様式第2号）とともに、医師会に提出しなければならない。

2 医師会は、前項に規定する報告を受けたときは、別に定める請求書におたふくかぜワクチン予防接種費助成事業実施報告書を添付して、協力医療機関において予防接種を受けた者に係る助成金の総額に相当する額（以下「助成金総額相当額」という。）を市長に請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に医師会に助成金総額相当額を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者がある場合は、その者から助成金の全部を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年度に限り、第2条の規定の適用については、同条中「生後1歳以上2歳以下の者」とあるのは、「平成30年4月2日以後に生まれた者」とする。